

令和2年3月31日

各高齢者福祉施設等 管理者 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

令和2年度 ブロック塀等改修・非常用自家発電設備整備・給水設備整備・耐震化改修等
にかかる補助の協議申込みについて

日頃は、本市高齢者福祉事業にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

国（厚労省）においては、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）を受けて、高齢者福祉施設等への防災・減災対策を推進しているところです。

つきましては、令和2年度国予算の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金による高齢者施設等の安全対策強化事業、高齢者施設等の非常用自家発電設備・給水設備整備事業及び認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業の補助にかかる国への協議の申込みを受け付けますので、当該協議を希望する場合には、下記のとおり必要書類をご提出ください。

記

1 各事業の概要

①高齢者施設等の安全対策強化事業

整備内容	安全上対策が必要なブロック塀等の改修
対象事業所	特別養護老人ホーム（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護医療院、認知症高齢者グループホーム、短期入所生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、有料老人ホーム
補助率	3/4（1/4は事業者負担）、上限・下限なし

②高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業

整備内容	停電時にも施設機能の維持にかかる電力の確保を自力で行うための非常用自家発電設備の整備
対象事業所	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（すべて定員30人以上）
補助率	3/4（1/4は事業者負担）、上限なし、下限総事業費500万円

③高齢者施設等の給水設備整備事業

整備内容	断水時にも施設機能の維持にかかる水の確保を自力で行うための受水槽・地下水利用給水設備の整備
対象事業所	ア：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（すべて定員30人以上） イ：地域密着型特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模介護医療院、小規模養護老人ホーム、小規模軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（※小規模とは定員29人以下）
補助率	ア：3/4（1/4は事業者負担）、上限なし、下限総事業費500万円 イ：3/4（1/4は事業者負担）、上限・下限なし

④認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

整備内容	・非常用自家発電設備の整備（上記②の整備内容と同じ） ・耐震化改修、大規模修繕等（別紙2参照）
対象事業所	ア：地域密着型特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模介護医療院、小規模軽費老人ホーム（※小規模とは定員29人以下） イ：認知症高齢者グループホーム、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
補助率	ア：10/10（事業者負担なし）、上限1,540万円、下限80万円（非常用自家発電設備のみ場合は下限なし） イ：10/10（事業者負担なし）、上限773万円、下限80万円（非常用自家発電設備のみ場合は下限なし）

2 提出書類

(1) 協議申込書（別添様式参照）

・各事業所単位で、上記1①～④の事業ごとに協議申込書を作成してください。

(2) 平面図、位置図、写真

・現況及び改修・設置等箇所が分かるカラー印刷されたもの

(3) 併設事業所等と一体的な整備の場合、当事業所の按分根拠（専有面積等）が分かる資料

(4) 見積書の写し

・2社以上の見積りが必要です。

3 提出期限

令和2年4月24日(金)必着

・介護保険課宛に「協議申込書在中」と記載の上、郵送にてご提出をお願いします。

・書類不備により国への協議に間に合わない場合がありますので、十分にご確認の上、できるだけ早めのご提出をお願いします。

4 注意事項

- (1) 国への協議の結果、国から内示が得られること、及び本市の令和2年度補正予算が成立すること（一部当初予算あり。）が条件となるため、書類の提出をもって補助が確約されるものではありません。
- (2) 令和2年度予算による補助のため、令和3年3月末までに工事等を完了することが条件となります。また、市の内示前に契約や着工等した場合には、補助の対象外となります。
- (3) 施工業者の選定等にあたっては、競争入札に付するなど本市の契約関係規程に準じた方法で行っていただく必要があります。
- (4) 補助対象となった整備について、耐用年数の満了前に事業所の廃止や移転等をした場合には、残存年数に応じた補助金の返還が発生する場合があります。
- (5) 整備にあたっては、建築基準法関係法令、消防法関係法令等を遵守の上、必要に応じ関係部署へのご確認をお願いします。
- (6) 提出書類はいかなる理由であっても返却いたしません。
- (7) 別紙1「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金補助対象整理表」、別紙2「認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業の取扱いについて」も併せてご参照ください。

【お問い合わせ（書類提出先）】

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

（施設・居住系サービス）施設指定係：TEL 052-972-2539

（在宅系サービス）居宅指定係：TEL 052-972-3487

共通：FAX 052-972-4147